

(3)

其  
の  
他

REEL No. A-0721

054 :

アジア歴史資料センター

昭和十二年二月六日

矢野外交部政務司長謹述

一、参会者 關東軍武蔵大佐（章） 田中中佐（盛吉） 田岡少佐（道武）  
外第二課員

滿洲國青木財政部政務司長

通 論

一、對支及對蘇外交ノ不可分性

- (1) 日露戦争直前ノ露ノ地位ハ日本トナル時機ニ於テ英ナルモ對支共ニ結果ニ蓋シ判斷ス
  - (2) 蘇支共ニ日本ノ大陸發展ニ對シ利害ヲ同シタス
  - (3) 蘇ハ沿海州、北樺太其ノ他ノ領土ニ關スル不安
  - (4) 支那獨ニ滿洲ヲ失ヒ今北支其ノ他ヲ失ハントスルヲ誤信日本ノ意圖ニ緩慢ヲ有ス
  - (5) 日蘇防共協定ハ畢竟對蘇共同動作、通商ナル關係、對蘇衝突ノ「ヤヤステインダヴォート」ハ支那之ヲ有ス、支那ノ動向ハ對蘇作戦上最重要ノ要
- ニ對蘇外交關係

二、日蘇兩國ノ利害ノ根本的背離

- (1) 國家ノ根本組織ノ相異  
共產主義ト資本主義ト修正ハ行ハルモ
  - (2) 「コミンテルン」ノ世界革命、露化、
  - (3) 日本ニ對シテハ共產主義ノ宣傳
  - (4) 滿洲國內ニテハ反日
  - (5) 支那ニ於テハ反滿抗日、失地回復ノ人民戦線ノ統一兼化、領土の利害ノ不一致
  - (6) 滿「ソ」滿境ニ於ケル蘇側ノ不法侵略滿境ハ「アムール」河ヲ以テスルコト結局恒久平和、
  - (7) 日本滿ヲ日滿ノ内應トスルコトノ必要、
  - (8) 蘇東ニ於ケル過大ノ軍備ノ日滿ニ對スル脅威
  - (9) 日蘇防共協定、
- 「コミンテルン」ト蘇政府不可分、

外務省ノ就端ヲ首肯スルモノナシ。  
列國新與与論同風解

(一)日蘇間平和親善ノ可能性ノ有無

(二)日蘇間利害關係ノ調整ノ可能ノ有無

(三)日本側ヨリノ主張

(四)共產主義ヲ放棄スルカ、

(五)「コミンテルン」ノ海外活動ヲ絕對中止スルカ、

(六)滿境方面ニ於ケル不當且不當ニ占據セル地方ヲ是正スルカ、

(七)蘇軍軍備ヲ減少又ハ撤廃スルカ、

(八)各種懸案ノ解決

(九)蘇側ヨリ主張セシムレハ右ノ反對ヲ主張スルハ想像ニ難カラズ  
歟、

(十)現ニ蘇側ノ不當占據スル地ヲ以テ滿境トスルコト「チヂナル」  
協定ヲ違ムルコト、

四日俄蘇共協定ヲ無効ニスルタメ不可侵條約ノ締結ヲナスコト、  
(一)右二点共ニ日蘇間共ニ容認シ得ス、

不可侵條約ハ

(二)日本側ノ主張ヲ全部承認セサレハ不可、

(三)俄進ニ對スル背信行為、

(四)蘇佛「プロツク」ノ強化―支那ノ増長、

(五)日本ノ全面防衛

(六)日蘇間平和維持ノ方策ナシ―(現状ノママニテハ)

(七)日蘇間外交ノ基調

(八)日蘇間戦時ノ問題

(九)日蘇間利害關係ノ根本的背離

(十)日蘇間平和維持ノ方策皆無

(十一)日蘇間共協定ニ依ル宿命論的衝突

(十二)時ハ日本側ニトリ最も有利ノ時タルヘシ其ノ時迄遲延セシムヘ  
シ

(1) 歐洲大戰ノ勃發ヲ俟ツヲ最有利トス  
何準備ノ完成一外交的準備ノ完成

(2) 支那ヲシテ最少限度好意的中立

軍ナル中立ニテハ反滿抗日、朝鮮反乱ノ煽動ナキヲ保シカ  
タシ

(3) 佛露「プロツク」ノ制覇シ

小協商國

立校者英國

(4) 英米トノ妥協

○英ト通商競争ノ緩和

支那ニ於ケル利害衝突ノ緩和ノ協定

南進論ノ一時の休止

○米國トハ

對支政策ノ調整ニヨリ

太平洋平和ニ成ル

△建國競争の停止方法

△「ヒ」局中立ヲ保障

戰前 支 國 議

(1) 日本ノ支那ニ對スル要求

(2) 日本ノ要求ニ於ケル安定期月ヲ認ムルコト

(3) 華府會議以來ノ主張

(4) 支那ヘ之ヲ保護國化セントノ決心ヲ述ケ

天朝声明

北支工作 内務工作

(5) 此ノ点ニ關シ支那妥協セヌンハ日支關係打斷困難

(6) 抗日、反滿ノ模範

(7) 支那ハ日本トノ衝突ヲ避ケル為取柄リ得ルモ現在ニ於テハ左  
ニ便リ民心ハ金タ抗日反滿

- (1) 失地回復
- (2) 北支工作、綏遠工作
- (3) 支那保護國化ノ疑心
- (4) 強力政策ノミニテハ不可、益々助長スルノミ
- (5) 日支經濟提携
- 日支間ノ空氣緩和ニ依リ必スシモ不可能ニ非ス
- 吳鼎昌、陳中孚、其ノ他ノ談
- (6) 防共協定
- (7) 北支ニハ防共協定アリ
- (8) 西安事變以來支那人ハ共產化ノ脅威ヲ痛感シ始ム。
- (9) 三中全会ノ共產軍解決方針決議ニ徴シ明白ナリ
- (10) 彼ヲ必スシモ不可能事ニ非ス
- (11) 日本ノ對支要求貫徹方法
- (12) 武力的ト平和的トノ二方法アリ

- (13) 武力的手段ニ依ル得失
- (14) 抗日人民戰線ノ強化ノ不利
- (15) 民心惡化
- (16) 排日實
- (17) 歐米俄存政策ノ助長
- (18) 歐米殊ニ英米國ノ勢力ノ増大
- (19) 英米ノ對日態度惡化
- (20) 蘇支同盟ノ誘發
- (21) 現在ニテモ馮玉璋、孫科ノ連俄論者アリ
- (22) 汪兆銘、蔣介石等之ヲ慰留シ居レリト解スヘシ
- (23) 對蘇戰爭ニ於ケル重大不利
- (24) 日蘇戰爭ニ於ケル「キヤスチングヴォート」ハ支那ニアリ
- (25) 支那二百萬ノ大軍及國庫ノ民衆ノ討伐困難
- (26) 滿洲ニ於ケル反滿抗日
- (27) 朝鮮ノ反亂
- (28) 支那貿易ノ崩壊、日本經濟界ノ崩壊



(一) 武力手段へ万策尽キタル後國運ヲ維持シテナスヘキモノ  
平和的實做方法

支那ヲ自強的ニ提携セシムル方法

(1) 可能性ノ有無

(1) 支那ハ國安事變ニ依リ舊共、反共ノ歧路ニ邁著ス

三中全会ノ對共政策態度ヲ表明反共、國民黨ノ三民主義ト

相容レスト

(2) 日独防共協定ニ依リ對日政策確定ノ必要

(1) 蘇ハ「コミンテルン」ヲ通シ抗日人民戦線ヲ作り支那ヲ擁  
キ込マントス

(2) 日ハ對蘇作戰上支那強込マントス

(3) 南京政府ハ對日提携ヲナス為メノ民族ニ對スル土庫ヲ欲シ  
雖レリ、之日本ノ對支政策ノ緩和ナリ

(4) 日本ノ圧力減スレハ支那民衆ハ西北ヨリ赤化ノ圧力ヲ痛感、

民心ノ激換

(2) 平和的實做方法ノ得失

(1) 武力的手段ニ逼ヘタル失ヲ補フ

(2) 例

(1) 抗日反滿人民戦線ノ解消

(2) 歌米保存政策ノ解消

歌米勢力ノ減退、日本勢力ノ決増

(3) 英米ノ對日感情ノ緩和

(4) 日支共同防共又ハ少クとも對蘇作戰ニ關シ支那ノ好意的中  
立

(3) 平和的實做方法ハ對支政策ノ再檢討ヲ要ス

(1) 支那ノ希望ノ檢討

(1) 滿洲國復、然レトモ之ヘ「アキラメ」附ルモノ多ク  
其意、其意ノ解消、故道工作ノ中止

龍虎ハ後者ニアリ  
⑤ 前共ノミヲ提議ノ題目ニ爲ケ其ノ他ノ要求ハ前共上当然ナルヲ以テ又之ヲテハ前共ハ不可能ナレハ当然ノコトナリ  
前テ

前共協定  
抗日反滿ノ取極  
各種懸案ノ解決

④ 支那ノ希望ヲ察知スル態度

① 専ラ國際情勢ノ如何ニヨリ決定ス部チ萬端ヲ顧シ支那ノ抱込ヲ必要トスルトキハ相當態度ト思フモ固キ屈クルノ要アリ

② 滿洲地帯ハ全然問題トナラス

③ 其際ノ返答

△ 其際ハ強ント技ヲ手ヲ取レ又之ヲ再ヒ把握スルコト困難

一武力ヲ用ヒレハ格別一

△ 今ノ中返答スレハ未タ支那ニ代價ヲ求ムル態度トナル

一石二鳥カ

⑥ 其際ノ返答

△ 前子上思ヒ得サルモノアリ

△ 然レトモ日蘇戦争不可避ノ現状ヨリ考フルトキハ大事ノ

前ノ小事ト知ルヘシ

△ 假シ之ニテ諸種ノ代價圖チ滿洲親立、關稅調整ニ利用ス

ヘシ

⑦ 内戦獨立運動ハ察省外ニ出サシメス察省復古ノ保障安民ヲ

暫時定ラシムヘシ

内戦ト關内反滿政策相調トノ交差ニ使用スヘシ



緒 論

(一) 對蘇戰爭不可避ノ前提條件ノ下ニ

(2) 日本ノ對支要求貫徹ハ平和的交渉ニヨルヘシ

(3) 支那ノ要隘ノ確保

(4) 冀東冀察政權ノ解消

(5) 察省蒙古獨立運動ヲ察省內ニ留ム

(6) 其ノ代價トシテ日本ノ求ムルモノ

(7) 滿共同盟 表看板

滿洲國獨立承認

(四) 附 ○日滿支共同軍事協定

○日滿支經濟提携

關稅調整、工業分野確立

日滿支經濟委員會設置

○反滿抗日ノ徹底的抑圧

(二) 平和的手段ニ依リ要求貫徹不可能ナルコト分明トナラハ日蘇間ノ  
戰爭ヲ避ケル方法ヲ講シ一前此犧牲ハアルモノ先ツ支那ヲ徹底  
武力的手段ヲ講シ  
(4) 滿日政權ヲ多數作ル、一ツタト之カ反日トナラハ後ニ強ムモノ  
ナシ



二、目的

連絡部次長等懇談要領

本年四月施行セル長官會議後ニ於ケル一般的事務連絡

ヲ爲スニ在リ之ガ爲メ懇談事項ヲ左ノ如ク豫定ス

1、内外ノ情勢及之ニ關聯スル事項説明（本院ヨリ）

2、條約交渉ニ關スル説明（本院ヨリ）

3、今後ニ於ケル與亞院施策ノ重點指示（本院ヨリ）

4、現地ノ情況開陳（連絡部ヨリ）

ニ實施要領

（大體例示）

| 18日(水)                                     |  | 17日(火)                                |  | 日                                        | 時 | 項                                                                              | 目 | 参集者                             |
|--------------------------------------------|--|---------------------------------------|--|------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------|
| <p>2, 00<br/>4, 30</p>                     |  | <p>9, 30<br/>11, 30</p>               |  |                                          |   |                                                                                |   |                                 |
| <p>一般事務連絡</p>                              |  | <p>現地ノ情況開陳<br/>大、華、蒙、北、青、島、門中ノ順トス</p> |  | <p>四、今後ニ於ケル與亞院施策ノ重點指示<br/>(政、經、文、技長)</p> |   | <p>一、總務長官挨拶<br/>二、内外ノ情勢及之ニ關聯スル事項説明<br/>(政務部長)<br/>三、條約締結交渉ニ關スル説明<br/>(同 右)</p> |   | 本院側<br>各部課長<br>官房書記官<br>政一政二ノ課員 |
| <p>現地側<br/>蒙、華、蒙、北、青、島、門中ノ順トス<br/>大使隨員</p> |  |                                       |  |                                          |   |                                                                                |   |                                 |

備考

一、場所 本院第一會議室

三十七日晝食ハ與亞院ニテ準備ス

参考

極秘

總理大臣訓示並  
總務長官指示

昭和十五年四月  
連絡部長官會議ニ於ケル

REEL No. A-0721

055

アジア歴史資料センター

内閣總理大臣訓示

過渡支那新中央政府ノ成立ヲ見、更生新支那ノ建設カ其ノ緒ニ就キマシタコトハ支那事變處理ニ一進展ヲ劃スルモノテアリマシテ誠ニ御同慶ノ至リテアリマス。

願レハ興亜院連絡部カ設置セラレマシテカラ既ニ一年有餘、此ノ間各連絡部カ克ク其ノ所期ノ目的ニ向ツテ努力シ、作戰軍ノ活動ニ相呼應シテ幾多ノ困難ヲ克服シ、政治、經濟、文化ノ萬般ニ互リ着々トシテ其ノ施策ヲ進メ、事變處理ニ貢獻セル所甚大ナルハ誠ニ感謝ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

既ニ新政府成立致シマシタカ尙殘存ノ容共抗日勢力ハ奮動ヲ續ケ、新中央政府モ其ノ完成ヲ見マス迄ニハ相當ノ年月ヲ要スルモノト考ヘラルルノミナラス、歐洲戰爭ノ進展ニ伴ヒ國際關係ハ益々複雑ヲ加フヘ

ク、此ノ間ニ處シテ帝國不動ノ方針タル東亞新秩序建設ノ偉業ヲ完遂スルカ爲ニハ幾多ノ困難ヲ豫想セラルルノテアリマシテ、眞ノ難關ハ寧ロ今後ニ存スルコトハ申ス迄モナイ所デアリマス。諸君ハ其ノ責務ノ益々重大ナルヲ思ヒ、一層決意ヲ鞏固ニシテ、粉骨碎身御奉公ノ誠ヲ致サレンコトヲ切望スルモノデアリマス。

新中央政府成立ニ伴フ帝國ノ方針ハ去ル三十日政府ノ發シマシタ聲明ニ明示セル處デアリマス。帝國ヨリハ近ク特命全權大使ヲ派遣致スコトナリ之ニ關聯シ在支政務關係機關ノ機構竝ニ所掌ニ關シ多少ノ改變モ豫想セラルルノテアリマス。之カ爲連絡部ノ責務ハ何等減少セサルノミナラス、益々重大ヲ加フルコトハ言ヲ待タサル所デアリマス。殊ニ内外諸般ノ情勢上、我カ戰時經濟ノ運営ト現地ニ於ケル諸施策トノ調整ニ關シ特別ノ工夫ヲ必要ト致シマス。此ノ際當事者ノ一段ノ努力ヲ切望スル次第デアリマス。而シテ軍官民カ文字通り協力一致シ

一體トナツテ事ニ當ルコトハ事變處理上ノ絶對要件デアリマスカラ各  
連絡部ニ於テハ作戰軍ハ固ヨリ大使館其ノ他ト常ニ緊密ナル連絡ヲ保  
持シ任務遂行上遺憾ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。  
與亞略連絡部ト大使機關トノ關係等ニ關シテハ總務長官ヨリ指示致サ  
セマスカ、今度ノ會議ノ機會ニ於テ大使機關トモ十分ニ意思ノ疎通ヲ  
圖リ、今後ノ事務處理ニ資セラレシコトヲ切望致ス次第デアリマス

昭和十五年四月十一日

昭和十五年四月十日  
興亞院會議決定

連絡部長官ニ對スル總務長官ノ依命指示

興  
亞  
院



指示

第一、與亞院連絡部ト大使機關トノ關係等ニ關スル事項

支那新中央政府ノ成立、特命全權大使ノ派遣ニ伴フ與亞院連絡部長官ト特命全權大使トノ關係等ニ關シテハ差當リ左ノ通心得ルモノトス

特命全權大使ノ任務ニ關シテハ別ニ示達ス

一、連絡部長官ト大使トノ關係ハ差當リ原則トシテ協議連絡ノミトシ直接指揮ノ連絡ヲ有セサルモノトス

二、連絡部長官ノ支那側ニ對スル協力事項中中央政府ニ關係アル事項ハ大使ニ協議連絡シ其ノ他ノ重要事項ハ大使ニ通報スルモノトス、而シテ中央政府ニ對スル交渉事務ハ大使ヲ通シ行フモノトス

特ニ華中連絡部長官ハ大使ト密接ナル連絡ヲ保持シ大使ノ任務遂行ニ充分協力セラレ度

三、大使ノ中央政府ニ對スル協力業務中連絡部ノ事務ニ關係アル事項ニ

關シテハ大使ハ關係連絡部長官ニ協議連絡ス

四、其ノ他連絡部ノ職務並擔任ノ區域ハ従前ノ通りトス

第二、政務關係事項

一、對支方策ハ支那中央政府ノ成立ニヨリ實質的變化ナキヲ以テ各連絡部ハ依然既定ノ方針ニ則リ内外ノ情勢ヲ考慮シ各地域ノ特殊性ニ即應シ我カ國防要域ノ實質的把握、戰時經濟ノ確立ヲ圖ルト共ニ支那側政權ノ内部諸建設ノ協力ニ邁進スルヲ要ス

之カ爲メ各連絡部ニ於テハ新事態ニ即シ政治經濟文化ノ綜合的見地ヨリ施策ノ重點並緩急順位ヲ確定シ之ヲ實施スルヲ要ス

而シテ事變解決ノ原動力ハ皇軍就中其ノ活潑ナル作戰行動ニ在ルヲ以テ特ニ此點ニ留意シ現地陸海軍ト緊密ナル連繫ヲ保持シ此ノ上トモ其ノ協力ニ遺憾ナキヲ期スルヲ要ス

二、中央政府ノ成立ニ伴フ現狀ノ調整ニ當リテハ事變繼續中ノ特殊事態ト中央政府ノ育成強化トノ關係ヲ考慮シ特命全權大使ト緊密ナル連

結ノ下ニ日支双方ニ不安動搖ヲ生セサル様措置スルヲ要ス、但シ戰爭遂行上緊切ナラサル事項ニ關シテハ自主的ニ之ヲ調整シ併セテ中央政府ノ育成強化ニ資スルヲ要ス

三、支那側ノ指導ニ當リテハ依然其ノ施政ノ重點ヲ治安ノ確保ト民生ノ安定トニ置カシメ、我カ方亦之ニ積極的ニ協力スルモノトス

現地特ニ北支食糧問題、物價問題ノ如キハ右見地ニ基キ中央現地相呼應シ速ニ有效適確ナル處置ヲ講スルモノトス

四、現地ニ於テ行ハルヘキ各種事業ハ假令支那側ヲシテ實施セシムルモノト雖モ經濟的ニハ續テ結局日本ノ負擔トナルヘキ現状ニ鑑ミ之カ指導ニ當リテハ此ノ點ニ付全般的考慮ヲ拂フヲ要ス

從テ支那側財政ノ指導ニ當リテモ日本側關係機關ト密接ニ協力シ其ノ方針ヲ一元化シ健全財政主義ノ徹底ヲ圖ルモノトス特ニ現地ニ於テ調辦シ得サル資材、資金ヲ要スルカ如キ事業ハ此ノ際之ヲ極力抑

#### 制スルモノトス

五、日支結合ヲ圖ル爲メ支那ニ於テ實施スル諸施策ハ各地域ノ特性ト施策ノ性質トヲ考慮シ我カ方單獨ニテ實施スヘキモノト、日支共同シテ實施スヘキモノト、支那側單獨ニテ行ハシムヘキモノトニ區分シ其ノ限界ヲ明ニシ眞ニ必要ナル事項ハ萬難ヲ排シテ之カ實現ヲ期スルヲ要ス

六、南京下流揚子江ノ開放ハ客年十二月ノ現地最高指揮官ノ聲明ニ基キ政府ニ於テハ準備完了ヲ俟テ速カニ之ヲ實施スル意圖ナリ依テ現地ニ於テモ關係各機關ト協力シ開放實施ニ際シ萬遺憾ナキ如ク諸般ノ準備ヲ進ムルヲ要ス

#### 第三、經濟關係事項

一、經濟開發ニ付テハ我國ニ於ケル物資財政資金ノ現況ニ鑑ミ重點主義ヲ強化徹底シ帝國ノ戰時經濟運営上之ニ適確ニ寄與スヘキ方法ヲ以テ



實施スルモノトス

三、事態ノ進展ニ伴フ支那側資本ノ動向ヲ巧ミニ利導シ支那側資本トノ  
合作ニ努力スルト共ニ之カ實現ヲ促進スル爲大局的見地ニ基ツク諸  
措置ヲ講スルモノトス

第三國ノ經濟活動ニ對シテモ帝國ノ方針ニ反セサル限り努メテ之カ  
活動ノ自由ヲ許容シ第三國資本ノ誘致ヲ容易ナラシムルト共ニ之ニ  
ヨリ帝國外交ノ進展ニ寄與スルヲ要ス

三、支那ニ於ケル食糧問題ノ根本的解決ヲ期スル爲農業政策ノ綜合的實  
施ヲ圖リ支那農村經濟ノ特性ヲ發揮セシムル如ク支那側ヲ指導スル  
モノトス

四、各地域經濟ノ相互依存關係ニ特別ノ考慮ヲ拂ヒ過渡期ニ於ケル特殊  
事情ニ基ク障害除去ニ努メ相互提携ノ具現化ヲ促進シ綜合的經濟能  
力ノ維持擴充ニ努ムルモノトス

五、軍票、聯銀券及蒙銀券ノ價值維持及物價安定ニ關シテハ我國ヨリノ  
消費物資乃至外貨資金ノ供給ニ付實現方努力中ナルモ現地ニ於テモ  
物資配給機構ヲ整備確立シ物資ノ占據地外流出防止並ニ生産物資ノ  
出廻促進等ニ付特別ノ工夫ヲ講スヘキモノトス

尙各地域保有外貨資金ノ使用ニ付テハ相互間ノ物資購入ニ充當スル  
如ク措置シ漸次其ノ綜合的運用ノ方向ニ進ム様努ムルモノトス

六、中支ニ於ケル通貨問題ニ付テハ其ノ影響スル所甚大ナルニ鑑ミ軍票  
其ノ他ニ關スル我方ノ要請並ニ支那側ノ要請等充分睨ミ合セノ上近  
ク其ノ方針ヲ決定シ指示スヘキヲ以テ右ニ從ヒ措置スルモノトス

第四、文化關係事項

一、文化關係事項ノ處理ニ當リテハ夫々其ノ地域ノ特性ニ即應シ當分ノ  
間文化ノ各部門ヲ日支文化ノ結合就中我カ國防要域ノ實質的把握及  
所要資源ノ開發ニ直接資スルモノニ集中指向スルヲ要ス

ニ我カ方ニ於テ實施スル醫療、防疫事業ハ逐次日支強度結合地帯ニ於  
ケル衛生上ノ不安ヲ除キ以テ日本人ノ進出ヲ容易ナラシムルヲ主眼  
トシテ之ヲ指導スルモノトス

三在支邦人ノ増加ニ鑑ミ普通教育ニ聯繫シ所要ノ教育機關ヲ整備シ特  
ニ大陸ニ於テ直接必要ナル實學教育ヲ受ケ得シムル如ク措置スルモ  
ノトス

四支那文化ノ指導ニ當リテハ政治經濟文化ノ綜合的見地ニ基キ昨年八  
月指示セル支那文化指導要領ニ則リ我カ方ノ行フ施策ト相呼應シテ  
之ヲ實施セシムルモノトス

五我カ方ノ行フ文化事業ニ就テハ經費ノ適切ナル運用ヲ圖ルト共ニ之  
カ會計監査ノ勵行ヲ冀ス

竹内君ト赤松島トノ合意

昭和十四年六月九日記

六月八日赤松島ハ矢野ト同道竹内君シ  
其ノ二階ニ往訪シ午後三時ヨリ一時事会  
議セル事其ノ要領ヲノ如シ

一竹内君ハ上海ニ於ケル日本側ノ手配並ニ  
赤松島ニ於ケル好客等ヲ計ルル上準備ニ  
入り上海虹口ノ住宅ハ安全ノ所ニ於

外務省

申合ナキモノニ重慶側ノ逆宣傳ノ  
材料ニナルトト他ニハ中国人同志トノ連  
絡ニ極メテ不便ヲ感スルニ付他ニ安全ニ  
シテ且同志トノ連絡ノ便利ナル地点ニ移動  
致シテ存念シキモ

ニ共同租界並ニ併租界ハ充分ナル  
保護ハ見込ナルベク之モ利用シ得サ  
ルニ付テハ自今ハ天津ノ併租界ニ

外務省

移動スルニト万々ト有居リ  
 伊國ハ亦三國  
 ナル也及日本ト  
 又河内在住者ハニ流テモ既ニ伊太利大使ヨリ援助ノセリ  
 故ニヤ能フ限リノ援助ヲナシクルモノ  
 ト信ニシ居ルヒリヲ信ル  
 ミ仍テオ林山ヨリ在件ニ關シ伊太利大使ヨ  
 リモ申越シテリニ回既ニ今見シ居ル旨  
 シ述ベ伊太利側ノ日本政府ヨリ答ヲ送レリ  
 四仍テ面会前オ林山氏カ影佐ヨリノ依頼(夫

外務省

野ヨリ森島(佐達)ノ作内君北方行動  
 活ノ件ハ張スヲ要めズシテ決定ヲ見シ  
 ル迄アリ  
 五. 迄テ作内君ハニ悔ニ流テ伊太利大使  
 ヘノ交渉ノ爲メ陳秘書ヲ派遣シタルニ付  
 テハ貴省ヨリテニ流テ之ヲ以テ送付セシ  
 テ予伊太利側ヘ之ヲ交渉始メシトイヒ  
 オ林山氏ヨリ決意陳ノ在席ラナリ目又

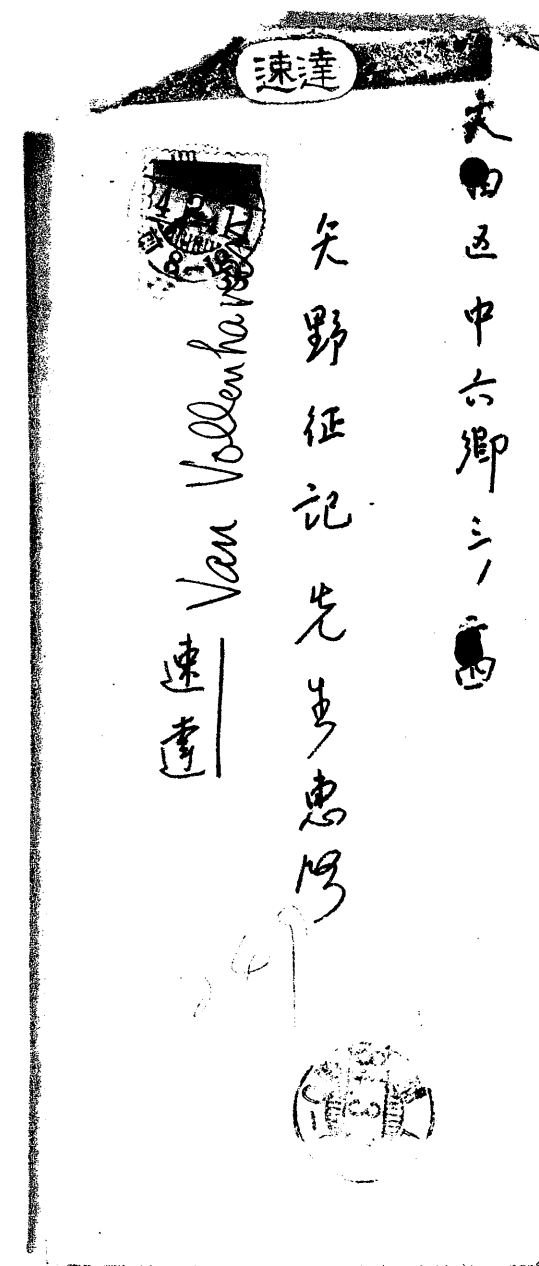
外務省

上海白己市小校ニリサーワ方併セテ依頼  
 三軍例トモ陽候シテ亦亦ニ能テ同外  
 方候候（廿刻野佐来訪官例ニテ座席  
 ラトレリ）  
 六治テ陳ハ夫博ニ向ケ出立之理地ノ  
 字底は準備方ヲナニ付テハ之カ指道す  
 何分始なる陳ハ之来共術字ニテ（能  
 留る出見）心持向題ニ人々互々メテ固

外務省

係シタル治方ナレハ旧年例ニテヨロシクは指道す  
 能なるトモ（あ同人ハサ普佛能ラ指スモ日  
 本控ハ金銀不始ノ旨ヲ附之ヤリ）何テ  
 何人カ皆トモ初候ヒテ亦博ニ之ニ互々ロシメ  
 侍合ハス（キヒラウモ）

外務省



REEL No. A-0721

0562

アジア歴史資料センター



紙  
三月十日  
犬 養 健  
於慶應病院特別  
病棟二〇号室  
(新宿区信濃町)

東京都新宿区南元町六番地

REEL No. A-0721

0563

アジア歴史資料センター

様々平素大変の事沙汰<sup>不礼</sup>して居りますか、  
貴兄は移民問題の大切を以て、この種勸の由  
心から御安を御慶申し上げよう

さて小生昨年十二月末から過労のため心臓肝臓  
疾患で慶応病院に入院して居りますか  
おかげでもう大分よろしくございまして退院の予定です  
さて、貴兄の御高教を仰ぎ交さば、例の、お互  
に苦勞したハノイ脱土の件です。昨夏よりすゝめ人

東京土俗系装

2

心ありまして、あの頃の事を書き綴つてをり、また他  
席の頃に<sup>(昨年九月  
十月頃)</sup>有田ハノイ氏、日高氏、清水氏  
松本重治氏、今井武夫氏<sup>(当時  
中佐)</sup>、清水重三氏  
意見を書きました。

くわしはいつか折眉の上、御年教を仰ぎなく  
存いませうが、とりあへず承り交つのは(貴兄がいづれや  
あつた日程と非常にくしく暗記して居られようと  
思えてゐるので) 新佐良の遺言、同様の年記の

東京土俗系装



3

日程がどうも私の計算に合いません。(影佐氏  
とうおりの書いといひ)つまり日付はちがうかも知れ  
ぬとおもっています)

○四月六日 北光丸大田田五郎 (大田氏)

○四月十日 河内幸月 (そうすると海防が一晩泊ったから  
北光丸は十三日に海防着)

○四月十一日 汪文清内 (影佐氏夫婦の大書)

○四月十六日 (影佐氏  
の年記より) 汪文佛即脱着

陳昌祖

東京より来装

4

どうも私の記憶ですと、四月二十九日(大田氏)

の吉日に一家見失った汪文の船と無線レシーブが着

き、汕頭<sup>ウー</sup>の碇石湾に北光丸に全乗収容し

米の足りなくなつて、四月二日頃 其<sup>ウー</sup>港に入港

五月六日上海着と見えいるのですが、そうすると

四月十六日夜汪文の船(大田氏)<sup>ハルビン</sup>の出帆と航海の日

数か合ふなつようにも思っています

このほか大田氏編年表の指示通りなく

一か月以上遅く

東京より来装

5

くわりのみえとありす せむちのし

延伸、河内心 貴見かビヤホールの、へ行かれた

と、中国の<sup>社と知っていました</sup>社と知っていました、ま今、たとか言われ

た、マゾイ、思つて後う向きに坐つた、とか云れ

た記憶がある、は、僕が誤りでしょ、か

午ねの欠礼、くわりの許し下さつて

四月十一日

大寺 池

矢野仁見先生

東京市立中央図書館蔵